



## 下水道使用料の賦課徴収漏れについて

### 1. 概要

当町の下水道使用料について、下水道に接続しているにもかかわらず下水道使用料を賦課していない、いわゆる賦課徴収漏れがあることが判明しました。このような事案が発生しましたことに、深くお詫びするとともに、本件を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

事案の状況や対応等については、次のとおりです。

### 2. 賦課徴収漏れの件数・金額

このたびの調査で判明した下水道使用料の賦課徴収漏れは20件、総額862万円です。そのうち、時効のため徴収できない金額※は613万円、時効になっていない金額は249万円です。

※地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）の規定により、5年間で徴収する権利が消滅します。

### 3. 経緯

当町では、公共下水道の整備が概ね完了しつつあることから、既に下水道の供用を開始した地区において、下水道へ未接続の方への接続勧奨を行っています。この接続勧奨を行う過程において、下水道使用者の一覧表上は未接続となっているにもかかわらず、実際には下水道を使用している事例が確認されました。

これを受けて町内全域を関係書類等による調査を行ったところ、20件の賦課徴収漏れがあることが判明しました。

### 4. 賦課徴収漏れが発生した原因

下水道使用料の賦課開始手続きが適正に行われていなかったことと、組織内で適正なチェックが実施できていなかったことによるものです。

### 5. 今後の対応

賦課徴収漏れであることが判明した下水道使用者の方に対しては、確認時以後の使用料賦課を開始し了承いただいております。時効になっていない過去5年以内の下水道使用料20件（249万円）について、お支払いをお願いしているところです。

### 6. 再発防止策

- ・申請書類受領から検査完了、料金システムの入力、使用料徴収までの各段階のチェックリストを作成し、適正に処理が進行しているか定期的にチェックを行います。また、チェック内容については、複数人による二重チェックを行います。
- ・下水道使用料が正しく賦課されているかを確認するため、課金後のタイミングで再確認を行います。
- ・下水道接続確認調査を継続的に実施していきます。

<お問合せ先>  
田原本町 産業建設部 下水道課  
TEL:0744-34-2076